

港区たまち保育室運営業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区たまち保育室運営業務委託事業候補者は、保育園事業に関する業務等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区たまち保育室運営業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を2者程度決定します。

第一次審査結果は、令和5年10月23日（月）に、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用運営提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。所要時間は、30分程度です（説明10分、質疑20分程度）。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

第二次審査に出席の際は、参加表明書に記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者（施設長候補者）も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

(3) 事業候補者の決定

第二次審査の評価終了後、第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を運営事業候補者として選考します。選考結果は、令和5年11月20日（月）に、第二次審査参加者全員に文書で通知します。

(4) 審査結果の公表等

- ① 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- ② 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
同種・類似施設の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所又は認証保育所の運営実績を有しているか。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・港区保育室事業の運営をするにあたっての基本方針が明確かつ適切か。 ・安全・安心な生活・体験環境を提供する事が可能であるか。 ・各方針に基づく取組提案は的確かつ実現可能なものか。 ・乳児、幼児の健全育成についての考え方・取組が明確かつ適切か。
管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者（施設長候補者）の認可保育所、港区保育室又は施設長としての勤務について、十分な経験があるか。 ・施設長の要件を満たす経験年数を満たしているか。 ・責任者・職員の配置（配置数、常勤、非常勤の別）、資格・経験を有する職員配置、園児数を考慮した適切な職員配置等 ・運営時間の変化に応じた適正な勤務・職員体制等 ・欠勤・欠員対応への考え方や手順等 ・職員採用計画、人事異動による配置の考え方、人材育成方針等 ・職員定着のための考え方、具体的取組
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に合致した年間事業計画となっているか。 ・全体的な計画及び指導計画作成の考え方や方針、これら計画に基づく保育内容の実現性等 ・保護者との信頼関係の構築、互いに子どもの成長を見守る取組や考え方、クレーム対応、サービス向上の取組等 ・園児一人ひとりの状況把握、悩み等を抱える園児への適切な支援・助言体制・人権に配慮した事業運営等 ・障害のある園児等、特別な支援が必要な園児の受入れについての考え方 ・学校、近隣施設、地域団体（町会など）等との連携
本部の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・施設における課題認識や現場における情報の共有、職員相談等の支援体制 ・施設の現状を踏まえ、園と一体となって取り組む姿勢 ・各種マニュアルの整備状況
安全対策・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに基づく明確な対応となっているか。 ・施設・設備の状況を踏まえた安全確保策、戸外活動時における事故予防や安全対策の考え方等 ・栄養面の考慮、発達に合わせた食事やおやつ提供の工夫、食物アレルギー対応・誤食防止等の取組等 ・事故発生時の対応方法、再発防止へ向けた取組姿勢等 ・衛生管理、感染症対策の取組、安全点検等、事故予防等の取組 ・個人情報の取扱いに関する取組

地域貢献活動項目の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内事業者 ・ ワーク・ライフ・バランス推進企業 ・ 障害者雇用 ・ 環境配慮 ・ 災害協定活動
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積額の妥当性

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
港区保育室事業の事業運営に対する姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港区保育室事業についての理解と事業者としての取組姿勢に対する評価
施設長候補者の考え方や能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長候補者としての考え方や能力、勤務実績等に対する評価 ・ 本業務を実施するに当たっての本部の支援体制に対する評価
安全対策・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児の安全確保の取組や学校及び保護者との連携体制、危機管理体制に対する評価
提案書の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営提案書で提案した事業内容の実現性に対する評価
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の将来性、創造性、発展性に対する評価 ・ 委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答に対する評価 ・ 事業実施への積極的な意欲、柔軟性に富んだ誠実な遂行への期待度

※ 第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の原則60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※ 第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合は：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・ 港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者
（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

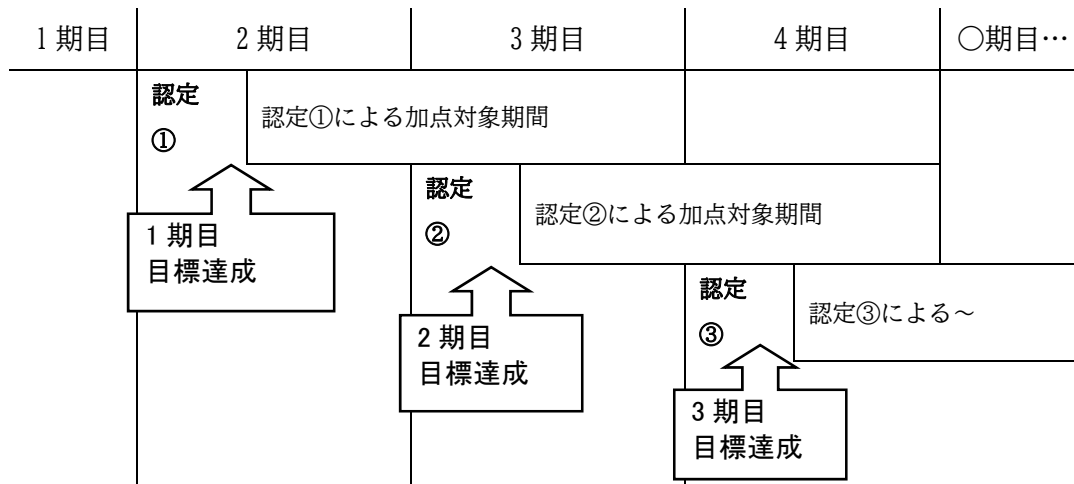
複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等

国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000シリーズの14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)、又は港区が認定するMINATO再エネ100電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 募集方法および審査方法

(1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。

(2) 令和5年8月21日(月)に、港区公式ホームページに募集記事を掲載します。

(3) 令和5年9月20日(水)午後5時をプロポーザル参加表明書・運営提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された運営提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

(4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一審査では、提出された運営提案書等に基づき、上記3(1)記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い2者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

6 審査結果の公表等

(1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。

(2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。

(3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和6年4月以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。